別紙３

屋外プール夏季売店等出店における仕様書

1.設置場所　宝塚市小浜１丁目１番１１号地内　市民プール（屋外プール）

2.期　　間　令和８年７月１５日から同年８月３１日まで

3.営業時間　原則　１０時から１７時３０分までとする。

4.販売品目及び価格　全品を７００円以下とし、かつ半数を４００円以下とする。また、販売内容や販売価格などについては事前に提出し、（公財）宝塚市スポーツ振興公社（以下「財団」という。）の許可を得ること。

5.売店寸法　寸法形状　全幅　7.5m
奥行　3.5m　※電気容量　約 1,500w まで
高さ　2.1m　※別紙図面のとおり

6.光 熱 費　電気、ガスを使用した場合は、使用料を全額負担すること（販売手数料に含む）。

7.手 数 料　販売手数料については、営業期間終了後２週間以内に、提示していただいた販売手数料を、財団が指定した方法で納めること。

8.管理保全
①消防法を遵守すること。
②発電機・燃料等の危険物の取扱いには十分に注意し、お客様の安全に努めること。
③ビン・アルコールは販売しないこと。
④空き容器等、ゴミについては専用のごみ箱を設置し事業者で処分すること。
⑤承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
⑥販売物品に関するトラブル・苦情については、事業者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
⑦施設・備品等を破損した場合は、直ちに事業者の責任において原状回復すること。
⑧物品の搬入については、原則として営業時間前又は営業時間後に行なうこと。また、土日祝日は駐車場が混雑し、車両が入庫できないことがあるので注意すること。
⑨品目・価格を見やすいところに表示すること。

⑩衛生労働管理・食品衛生法等で労基署等が必要と判断した仮設物（冷房等）の設置については運営事業者負担となります。
⑪営業するに伴い施設を改造した場合は、営業終了後には原状回復すること。
⑫盗難・持ち込み物品の破損等に関して、財団、屋外プール管理者（シンコースポーツ㈱）及び宝塚市は一切の責任を負いません。
⑬その他、出店・販売等に関することについては財団の指示に従うこと。
⑭持ち込んだ物品等については、営業期間終了後速やかに撤去すること。
⑮営業を開始するにあたり営業期間前に屋外プールに入り準備する必要がある場合は、財団と打ち合わせしたうえでとりかかること。

9.その他
①屋外プール内で発生した事故や自然災害、その他施設を閉鎖すべき事象が発生した場合には、財団と販売手数料について協議すること。
②令和８年度より利用料金が以下のとおり変更となります。

旧料金（令和７年度まで）

区分	料金
大人	４００円
中学生	３００円
小学生	２００円
幼児	２００円
乳児（1歳未満）	0円
高齢者	２００円
障碍者	0円

→

新料金（令和８年度から）

区分	料金
大人	６００円
中学生	４５０円
小学生	３００円
幼児	３００円
乳児（1歳未満）	0円
高齢者	３００円
障碍者	0円

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止し、予定していた販売手数料を請求することをご承知おきください。